

議第75号 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「国の基準」といいます。）の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 国の基準の改正の内容

(1) 条例の改正に係る国の基準の改正の内容

ア 子どものための教育・保育給付に係る用語の整理

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）の一部改正により、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、当該給付につき「子どものための教育・保育給付」と同様の規定が設けられました。これに伴い、「子育てのための施設等利用給付」に係る用語との区別をするため、国の基準内で用いられていた「支給認定」、「支給認定保護者」、「支給認定子ども」などの「子どものための教育・保育給付」に係る用語が、「教育・保育給付認定」、「教育・保育給付認定保護者」、「教育・保育給付認定子ども」などにそれぞれ改められました。

イ 食事の提供に要する費用の取扱いの変更（従うべき基準）

教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる食事の提供に要する費用は、国の基準により、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事（主食及び副食）の提供に要する費用及び同項第2号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2号子ども」といいます。）に対する主食の提供に要する費用とされてきました。

この度の国の基準の改正により、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用に、2号子どもに対する副食の提供に要する費用が加えられましたが、一定の所得未満の世帯の教育・保育給付認定子どもや、小学校3年生までの子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供に要する費用は対象外とされました。

(2) その他従うべき国の基準の改正の内容

居宅訪問型保育事業者を除く特定地域型保育事業者（小規模保育事業者、家庭的保育事業者及び事業所内保育事業者をいいます。以下同じ。）は、保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、保育の内容に関する支援、代替保育の提供及び特定地域型保育の提供の終了時における受入れについて、連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」といいます。）を確保することが義務付けられています。

この度の国の基準の改正により、代替保育の提供及び特定地域型保育の提供の終了時における受入れについて、市町村長は、次のア又はイに該当するときには、小規模保育事業者などの国の基準に定める事業者を連携協力を行う者として確保することで、連携施設の確保に代えることができることとされました。

- ア 特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすと認めるとき
- イ 特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了時における受入れに係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき

3 市の考え方

2の改正に係る国の基準はいずれも「従うべき基準」です。

このうち、2(1)の基準については、本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とし、国の基準の改正と同様の条例の改正をします。

一方、連携施設の確保義務の緩和をする2(2)の基準については、本市の地域型保育事業者の実情等に照らして検討をしたところ、本市においては、現行の地域型保育事業者において連携施設の確保が十分可能であることや、新たに地域型保育事業を行う事業者も、本来の基準で要件とされる認可保育所などが連携施設として確保可能であり、連携施設の確保義務の緩和の必要性はないと考えられます。

「従うべき基準」であっても、当該基準に従う範囲内で、各地域の実情に即した実施が可能とされていることから、2(2)の基準については、基準を緩和する条例の改正は行わず、現行の基準を維持することとします。

【参考】

・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

4 施行期日

令和元年10月1日